

＜ 働き方改革推進支援助成金 ＞ ※ 中小企業のみ

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等に対して助成

No.	内 容	助 成 額
①	業種別課題対応コース （① 建設業 ② 運送業 ③ 病院等が対象）	
	時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の取得促進、勤務間インターバルの導入、週休2日制の推進（建設業のみ）、医師の働き方改革の推進（病院等）に向けた環境整備に取り組む場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組みの実施に要した経費の3/4～4/5 ・ 1企業当たりの助成上限額の合計 520万円（①）・470万円（②）・520万円（③） 賃金加算あり（更に15万円～最大480万円加算）
②	労働時間短縮・年休促進支援コース	
	時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組みの実施に要した経費の3/4～4/5 ・ 1企業当たりの助成上限額の合計250万円 賃金加算あり（更に15万円～最大480万円加算）
③	勤務間インターバル導入コース	
	勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設ける「勤務間インターバル制度」の導入に取り組む場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組みの実施に要した経費の3/4～4/5 ・ 1企業当たりの上限額最大120万円 賃金加算あり（更に15万円～最大480万円加算）
④	団体推進コース	
	傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体等に対して助成	<ul style="list-style-type: none"> a. 対象経費の合計額 b. 総事業費から収入額を控除した額 c. 上限額 原則500万円 （県単位または複数の県単位で構成する事業主団体などに該当する場合の上限額は1,000万円） 上記のいずれか低い方の額

リーフレット

①	業種別課題対応コース 建設業 【PDF 1.3MB】 運送業 【PDF 755KB】 病院等 【PDF 1.3MB】
②	労働時間短縮・年休促進支援コース 【PDF 638KB】
③	勤務間インターバル導入コース 【PDF 662KB】
④	団体推進コース 【PDF 646KB】

申請様式・提出先

No.	申請様式	問い合わせ・提出先
①	適用猶予業種等対応コース	山形労働局 雇用環境・均等室 〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階 TEL：023-624-8228
②	労働時間短縮・年休促進支援コース	
③	勤務間インターバル導入コース	
④	団体推進コース	